幼稚園入園のご案内

高浜市立幼稚園

1 高浜市立幼稚園

【高浜市立吉浜幼稚園】

住所:高浜市屋敷町5丁目9番地2 電話:0566-53-3361

定員:3歳児60人・4歳児70人・5歳児70人

【高浜市立高浜南部幼稚園】

住所:高浜市碧海町4丁目6番地13 電話:0566-52-4834

定員:3歳児30人・4歳児35人・5歳児35人

2 入園資格

【高浜市内在住の幼児】

3歳児…令和4年4月2日から令和5年4月1日の間に生まれた幼児 4歳児…令和3年4月2日から令和4年4月1日の間に生まれた幼児 5歳児…令和2年4月2日から令和3年4月1日の間に生まれた幼児

3 幼稚園の教育について

幼児期の特性を踏まえ、環境を通した教育を行います。

- ・幼児にふさわしい生活の展開をします。
- ・遊びを通した総合的な指導をします。
- ・一人一人の発達の特性に応じた支援をします。

(1) 幼稚園教育のねらい

先生や友達と遊びながら、いろいろな人々・物・自然物とかかわり、生きる力の基礎となる資質能力を育みます。

- ・幼児自ら感じたり、分ったり、できるようになったりする力を育みます。
- ・気付いたことやできるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、 表現したりする力を育みます。
- ・心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする力を身につけます。

(2) 各園の教育目標

<吉浜幼稚園>

集団生活を通して社会性を養い、人間性豊かな幼児の育成をはかる。

- 思いやりのあるやさしい子
- ・明るくのびのび遊ぶ子
- ・自分で考え意欲的に取り組む子

<高浜南部幼稚園>

心身ともに健やかで、人間性豊かな幼児の育成をはかる。

- ・思いやりのある子
- ・自分で考え行動する子
- ・明るくのびのびと遊ぶ子

4 令和8年度受け入れ人数

「令和8年度幼稚園新規入園受け入れ予定数」(PDF)を確認してください。

5 諸経費について

「幼児教育・保育の無償化」に伴い、幼稚園の授業料は無償です。ただし、以下の諸経費(参考価格です。物価変動、その他の理由等により、変更になる可能性があります)については実費徴収されます。給食費についての詳細は、10月3日(金)に郵送または抽選時に配付する書類にてお知らせします。

		吉浜幼稚園	高浜南部幼稚園
月額	学級費	300円	300円
	PTA会費	300円	350円
日額	給食費	300円	300円

6 幼稚園の生活について

- (1) 通園について
 - ・原則として登降園は徒歩でお願いします。
- (2) 服装・持ち物・はきものについて
 - <吉浜幼稚園>
 - ・園指定のスモック(夏用・冬用)
 - ・園指定の安全帽子
 - ・園指定の通園かばん
 - ・戸外…運動靴、室内…白のバレーシューズ
 - <高浜南部幼稚園>
 - ・園指定の安全帽子
 - ・通園かばんは、ショルダー型で縦15cm横25cmまち12cm程度の大きさのもの
 - ・戸外…運動靴、室内…白のバレーシューズ

7 一日の生活について

- (1) 登園時間
 - ・8時30分から9時00分
- (2) 降園時間

	4月	5月
3歳児	11:30	給食開始と共に14:30
4歳児	給食開始と共に14:30	14:30
5歳児	給食開始と共に14:30	14:30

8 預かり保育について

幼稚園では、園児の健全育成と子育て家庭の育児支援を図るため、通常の教育時間の他に園児をお預かりして保育を実施しています。預かり保育についての詳細は、10月3日(金)に郵送または抽選時に配付する書類でお知らせします。

9 市が保有する健康診査表等の閲覧及び聞き取りについてご了解のお願い

入園の可否の決定及び入園後の幼児一人一人の発達の応じた支援を目的として、市が保有する健康診査表等の閲覧及び聞き取りをすることにご了解いただき、必要書類に保護者名の記入をお願いします。

10 障がい・医療的ケアのある児童の入園について

障がい

必要に応じ、各園3・4・5歳児で軽度から中度のお子さんを受け入れていますが、受け入れて数は、統合保育が適切に実施できる範囲です。

重度のお子さんについては、4・5歳児のお子さんを各園2名受け入れています。予め定員に受け入れ枠を設け受付します。ただし、入園の決定は、統合保育審査委員会にて協議・調整のうえ行います。希望者が重複した場合は、抽選となります。

※入園にあたって保護者の方と相談させていただく場合があります。

② 医療的ケア

入園を希望される場合は、事前にこども育成Gへご相談ください。入所後に医療的ケアが 必要になった場合は、市の取り扱いに従い対応させていただきます。

11 「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定」について

幼稚園を利用するためには、「支給認定」を受ける必要があります。詳細はP7、P8の『教育・保育給付認定申請』のお知らせをご覧ください。

12 入園期間について

原則として申込者からの希望の範囲で、小学校就学前までの期間とします。

13 入園の決定について

希望園の学齢定員を超えた場合は、16「申込受付状況発表および抽選について」のとおり、抽選を行います。また、面接時のお子さんの様子や健康等の情報をもとに集団生活に適応できるか、個別の支援を必要とするかなどを検討します。個別の支援が必要と判断した場合は担任とは別にお子さんの育ちを支える職員がサポートしての保育となります。なお、個別支援を必要とするお子さんの入園について協議・調整のうえ決定します。限られた幼稚園で運営しておりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いします。

4月入園の申込者には、令和8年1月下旬ごろに入園許可証を送付します。

14 入園申込期間・方法・書類ついて

*オンライン申込みが可能な方

(1) 令和8年4月入園希望申込み

<期間>

·令和7年9月30日(火)8:30~10月1日(水)17:15

<方法>

・あいち電子申請・届出システムによるオンライン申込み

*インターネット環境が不十分でオンライン申込みが困難な方

<期間>

・令和7年9月30日(火)・10月1日(水) 8:30~17:15

<方法>

・紙面による申込

<場所>

- ・こども育成グループ(いきいき広場3階)
- (2) 令和8年5月以降の入園希望申込み

<期間>

·令和7年9月30日(火)~ 平日8:30~17:15

<方法>

・紙面による申込

4月入園希望はオンラインで 入園申込みができます!



<場所>

・こども育成グループ (いきいき広場3階)

<留意事項>

- ・入園希望月の前月時点で受け入れ人数に空きがあれば案内します。
- ・入園の優先順位は、先着順・希望月の早い順になります。

(3) 提出書類

<全員提出していただく書類>

- ① 施設型給付費·地域型保育給付費等教育·保育給付認定(変更)申請書
- ② 入園願書
 - ※オンラインの場合、申込完了メールにて提出となります。
 - ※オンライン申込みができない場合、9月25日(木)から①②を窓口にてお渡しします。
- ③ 教育・保育給付認定及び特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用に関する確認 同意書
 - ※確認後、チェック及び署名の上、面接時にご提出ください。
- ④ 入園申込児童調査表
 - ※4月入園希望の場合、10月3日(金)に郵送または抽選時に配付する書類に③④が同 封されています。

<対象の方が提出していただく書類>

- ⑤ 令和7年度(令和6年分)市町村民税課税証明
 - ※入園時点で高浜市以外に住民登録をしている方(単身赴任など)はご提出ください。
- ⑥ 令和6年分の給与証明
 - ※令和7年1月1日時点で海外赴任されている方はご提出ください。
 - ※様式はこども育成グループにあります。HPでもダウンロード可
- ⑦ 高浜市へ転入される方全員の住民票

申込書提出時に住民票が他市町村にあり、令和8年3月31日までに高浜市に転入される方(全員)は提出をお願いします。

- ※高浜市の住所地が確定していない場合は、申込みができません。
- ⑧ ひとり親家庭状況申告書
 - ※ひとり親世帯の方は提出をお願いします。申告書に記載のある必要書類の提出がない場合は、給食費の免除が受けられない場合があります。

4月入園希望者の申込~面接までのながれ

先着順ではありません

オンライン申込みの場合

紙面での申込みをする場合

オンライン申込み手続きにより①、②が提出されます。

オンライン申込みは市公式ホームページ からアクセスできるよ!

窓口で①、②を受け取り記入後、こども育成に提出してください。



市公式ホームページ▶

申込受付状況発表および抽選

10月2日(木) 13時00分に抽選の有無を市公式ホームページにアップします。

抽選有りの場合: 10月6日(月)いきいきホール(いきいき広場2階)

必要書類をお渡しします。

抽選無しの場合: 必要書類を郵送します。

※書類を確認し、提出書類を面接時に記載し提出ください。

申込園にて面接 (P5参照)

提出対象となる書類を持参してください。

入園許可

- ※受付期間に提出できなかった場合は、今回の期間内に申込みのあった方々の入園が許可されてからの取扱いになりますので、ご注意ください。
- ※面接後のながれは、面接時にご案内します。

5月以降の入園希望者の申込み~面接までのながれ

入園時必要書類(封筒)を受け取り、必要事項を記入、提出対象となる提出書類を全て揃えた 上、提出してください。

- ※申込書の配付・提出先はこども育成グループのみです。
- ※入園の優先順位は、先着順・希望月の早い順になります。
- ※入園をご案内できる月の前月中旬ごろ、電話にてご連絡します。

【ご注意】

- ※配付した封筒に必要書類を入れて提出してください。
- ※封筒に貼ってある用紙に氏名、住所等ご記入ください。(年齢は令和8年4月1日の満年齢)

15 入園申込に関する注意事項

・他の園との併願について

公立幼稚園と保育所等(保育園・認定こども園の保育園機能・家庭的保育・小規模保育)・認定 こども園の幼稚園機能を併願することはできません。

ただし、認定こども園の幼稚園機能の抽選で待機になった方は、申込みできます。

16 申込受付状況発表および抽選について

【<u>重要】抽選の有無の結果は10月2日(木)13時00分に市公式ホームページにアップします。必ずご確認ください。</u>

【申し込み人数が受け入れ人数を上回り、抽選ありの場合】

<日時>

·10月6日(月)13:00~ 高浜市立高浜南部幼稚園

15:30~ 高浜市立吉浜幼稚園

<場所>

・いきいきホール(いきいき広場2階)

<内容>

- ・抽選を実施します。
- ・面接時に提出する必要書類等を配付します。

≪注意≫

- ・抽選に来られない場合は、こども育成グループにご連絡ください。
- ・連絡なく欠席の場合、抽選辞退とみなします。

【申し込み人数が受け入れ人数を下回り、抽選無しの場合】

- ・必要書類を郵送します。
- ·発送日:10月3日(金)
 - ※10月8日(水)までに届かない場合はこども育成まで連絡をお願いします。

17 入園面接について

申込受付状況発表および抽選後、希望園にて面接を行います。

面接時間は、10月3日(金)に郵送または抽選時に配付する書類にてお知らせします。

<日にち>

- ・高浜市立吉浜幼稚園 10月14日 (火)
- ·高浜市立高浜南部幼稚園 10月15日(水)

<場所>

・各申込幼稚園

問い合わせ先 こども育成グループ 0566-95-9563

『教育・保育給付認定申請』のお知らせ



~ 子ども・子育て支援新制度~

1 子ども・子育て支援新制度について

(1) 子ども・子育て支援新制度とは

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援について、量の拡充や質の向上を進めていくための制度です。

(2) 『教育・保育給付認定申請』について

新制度では、就学前の子どもの教育・保育を保障するため、新たに「給付制度」、「保育の必要性の認定制度」が導入され、施設の公的保育が利用しやすくなりました。そのため、給付対象の施設や事業の利用を希望する保護者の方は、教育・保育給付認定を受けることになります。なお、認定は次の3区分となります。

【教育・保育給付認定の区分】

認定区分	対象者	主な利用先
1号認定 【教育認定】	3歳以上のお子さんで、保育を必要とせず、教育を希望	幼稚園、認定こ
	する方	ども園の幼稚園
	例) 3歳以上で、両親のどちらかが専業主婦(夫)の場	
	合など、お子さんがご家庭での保育を受けることができ	
	る場合	
	3歳以上のお子さんで、保護者の就労や病気などの理由	保育園、認定こ
2号認定	で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方	ども園の保育園
【保育認定】	例)3歳以上で、両親が共働き(もしくはひとり親で働	
【休月前处】	いている)や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保	
	育することが難しい場合	
	3歳未満のお子さんで、保護者の就労や病気などの理由	保育園、認定こ
3号認定	で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方	ども園の保育
	例)3歳未満で、両親が共働き(もしくはひとり親で働	園、小規模保
【保育認定】	いている)や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保	育、家庭的保育
	育することが難しい場合	

- ※2号認定、3号認定は、保護者の就労など保育が必要な時間によって保育園の利用時間が決まります。
 - 保育短時間…保育短時間設定時間内(午前8時から午後4時まで)での利用 【事由: 就労のほか、疾病・障がい、求職活動中の者など】
 - 保育標準時間…保育短時間設定時間を超える保育を利用

2 『教育・保育給付認定申請』の目的

「子ども・子育て支援新制度」では、就学前の子どもが教育・保育施設等を利用するため、 「支給認定制度」が導入されました。幼稚園や保育園、認定こども園、家庭的保育、小規模保育 所などの利用を希望する方は、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

3 『教育・保育給付認定申請』の対象者

高浜市に住民登録している方、または、転入予定の方で、幼稚園、保育園、認定こども園、家庭的保育、小規模保育所など、給付対象の施設の利用を希望する児童の全員が対象です。

4 支給認定証について

◆「教育・保育給付認定申請書」の提出をしていただくと、市が内容を精査し、教育保育給付認定を行い、支給認定証を交付します。

5 支給認定証を受け取ってから

- ◆支給認定証は施設の利用の際に必要となりますので、**紛失しないよう大切に保管してく** ださい。
- ◆次の場合は支給認定証を返還してください。
 - ①幼稚園を退園する場合
 - ②市外へ転出する場合
- ◆在園中に変更がある場合、『教育・保育給付認定(変更)申請書』とお持ちの『支給認定 証』の提出が必要です。

必ず、園に連絡してください。

(・住所が変わったとき・家族構成や家庭状況が変わったとき)

お問い合わせ先: 高浜市 こども未来部 こども育成グループ(いきいき広場)

TEL:0566 - 95 - 9563

